

第143回日商簿記2級 第1問 仕訳問題類題 問題

次の各取引について仕訳しなさい。ただし、勘定科目は次の中から最も適切と思われるものを選ぶこと。

現金	当座預金	普通預金	売掛金
売買目的有価証券	仮払消費税	満期保有目的債券	買掛金
未払消費税	未払配当金	商品保証引当金	仮受消費税
資本金	資本準備金	利益準備金	新築積立金
繰越利益剰余金	売上	有価証券利息	商品保証引当金戻入
有価証券売却益	仕入	商品保証費	商品保証引当金繰入
租税公課	支払利息	創立費	有価証券売却損

- 11月23日に売買目的で、月極グループ株式会社が発行した額面総額 ¥ 500,000 の社債（年利率：1.2%、利払日：6月末と12月末の年2回）を額面 ¥ 100 につき ¥ 98.50 の裸相場で買い入れ、代金は端数利息とともに現金で支払った。なお、端数利息に関しては1年を365日として日割りで計算すること。
- 当期中に保証書を付して販売した商品について、顧客より無償修理の依頼があったので、提携している業者に修理を依頼し、修理代金 ¥ 30,000 は小切手を振り出して支払った。なお、前期の決算で計上した商品保証引当金の残高は ¥ 20,000 である。
- 会社の設立にあたり、発行可能株式総数 10,000 株のうち 3,000 株を1株あたり ¥ 10,000 で発行し、その全額の引き受け・払い込みを受け、払込金は普通預金とした。なお、払込金の7割の金額を資本金とすることとした。
- 株式会社定礎は本日、定時株主総会を実施し、繰越利益剰余金 ¥ 4,500,000 を以下のかたちで処分することとした。なお、株式会社定礎の資本金は ¥ 300,000,000、資本準備金は ¥ 52,000,000、利益準備金は ¥ 22,900,000 であり、発行可能株式総数は 8,000 株、発行済株式総数は 2,000 株である。
 - ・株主配当金：1株につき ¥ 1,500
 - ・利益準備金：会社法が定める金額
 - ・新築積立金：¥ 1,200,000
- 本体価格 ¥ 100,000 の商品を10個売り上げ、8%の消費税を含めて代金は掛けとした。なお、消費税については税込方式で記帳すること。

・解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	売買目的有価証券	492,500	現金	494,900
	有価証券利息	2,400		
2	商品保証費	30,000	当座預金	30,000
3	普通預金	30,000,000	資本金	21,000,000
			資本準備金	9,000,000
4	繰越利益剰余金	4,300,000	未払配当金	3,000,000
			利益準備金	100,000
			新築積立金	1,200,000
5	売掛金	1,080,000	売上	1,080,000

・解説

1. 有価証券の購入に関する問題です。

本問は、取引を【有価証券の購入に関する仕訳】と【利息の支払いに関する仕訳】の2つに分けて解答を考えましょう。

■有価証券の購入に関する仕訳

社債を購入した場合、購入代価と付随費用（取得に伴い発生した費用）の合計額を取得原価として資産計上しますが、本問は付随費用が発生していないので、購入代価を計算するだけです。

$$\text{取得原価} = \text{購入代価} + \text{付随費用} = (500,000 \text{ 円} \times @98.50 \text{ 円} / @100 \text{ 円}) + 0 \text{ 円} = 492,500 \text{ 円}$$

なお、本問は問題文に「**売買目的**」とあるので、売買目的有価証券で処理します。

- ・短期間で売買する目的で購入：売買目的有価証券で処理
- ・満期まで保有する目的で購入：満期保有目的債券で処理
- ・その他の目的（長期保有など）で購入：その他有価証券で処理

★解答①・有価証券の購入に関する仕訳

(借) 売買目的有価証券 492,500 / (貸) 現金 492,500

■利息の支払いに関する仕訳

問題文に「**年利率：1.2%、利払日：6月末と12月末の年2回**」とあり、購入日が11月23日なので、前回の利払日の翌日の7月1日から11月23日までの**146日分（31日+31日+30日+31日+23日）**の**端数利息**を計算します。

$$\text{有価証券利息} = 500,000 \text{ 円} \times 1.2\% \times 146 \text{ 日} / 365 \text{ 日} = 2,400 \text{ 円}$$

★解答②

(借) 有価証券利息 2,400 / (貸) 現金 2,400

以上、①②の仕訳をまとめると解答仕訳になります。

ところで、上記の仕訳について、なぜ購入時に「前回の利払日の翌日から購入日までの端数利息」を支払わなければいけないかはお分かりですか？

社債を購入すると次回の利払日（本問の場合は12月末日）に半年分の利息を受け取ることになりますが、購入時に「前回の利払日の翌日から購入日まで端数利息」を先に支払っておかないと、保有していなかった期間（7月1日から11月23日まで）の分まで余分にもらってしまうことになるからです。

- ・購入日（11月23日）：前回の利払日の翌日から購入日までの146日分の端数利息を支払う
- ・利払日（12月31日）：半年分の利息を受け取る

→「半年分の利息－146日分の利息」で**保有期間に見合った有価証券利息**が計上される

質問掲示板でもよくお問い合わせいただく論点なので、上記の考え方・処理方法をきちんと押さえておきましょう。

有価証券の購入に関する問題は、第102回の問3や第124回の問4、第130回の問1、第140回の問4、第144回の問4、第145回の問3、第149回の問2でも出題されているので、あわせてご確認ください。

2. 商品保証引当金に関する問題です。

商品保証引当金については、【決算時の仕訳】を考えてから【修理時の仕訳】を考えると分かりやすいです。

■決算時の仕訳

まず、問題文のなお書きの「前期の決算で計上した商品保証引当金の残高は ¥ 20,000 である」から、前期の決算時に、当期以降の保証期間内に発生すると予想される「保証に要する費用」を見積もって、商品保証引当金繰入勘定と商品保証引当金勘定を使って仕訳をしたことが分かります。

☆参考・前期末の仕訳

(借) 商品保証引当金繰入 20,000 / (貸) 商品保証引当金 20,000

■修理時の仕訳

次に、問題文の「当期中に保証書を付して販売した商品について、顧客より無償修理の依頼があったので、提携している業者に修理を依頼し、修理代金 ¥ 30,000 は小切手を振り出して支払った」から、修理代金 30,000 円の支払いが発生したことが分かります。

前期の決算時に計上した商品保証引当金は 20,000 円なので、まずは 20,000 円を取り崩し…たいところですが、今回修理の依頼があったのは**当期中に販売した商品**なので商品保証引当金を取り崩すことは出来ません。

- ・前期以前に販売した商品→前期末に設定した引当金の対象となっている→修理が発生した場合は商品保証引当金を取り崩して処理する
- ・当期中に販売した商品→前期末に設定した引当金の対象となっていない→修理が発生した場合は**商品保証費勘定で費用処理**する

よって、今回は修理代金の全額を商品保証費勘定で費用処理します。うっかり商品保証引当金勘定を取り崩さないように気をつけてください。

★解答

(借) 商品保証費 30,000 / (貸) 当座預金 30,000

商品保証引当金に関する問題は第 129 回の間 4 や第 134 回の間 4、第 138 回の間 4、第 141 回の間 5 でも出題されているので、あわせてご確認ください。

3. 設立時の新株発行に関する問題です。

資本金組入額に関しては、過去に出題された類似問題では「**会社法の定める最低限の金額を資本金に組み入れた**」のような指示が入ることが多く、この場合は払込金の半分を資本金で、もう半分を資本準備金で機械的に処理すれば OK でした。

ただ、本問の場合は「**払込金の 7 割の金額を資本金とすることとした**」という指示があるので、払込金のうちの 7 割を資本金で、残りの 3 割を資本準備金で処理します。

$$\text{払込金} = 3,000 \text{ 株} \times @10,000 \text{ 円} = 30,000,000 \text{ 円}$$

- ・ 払込金の 7 割 : 21,000,000 円 (= 30,000,000 円 × 70%) → 資本金で処理
- ・ 払込金の 3 割 : 9,000,000 円 (= 30,000,000 円 × 30%) → 資本準備金で処理

過去に出題されたことのない按分形式 (7 : 3) だったので一瞬、手が止まったかもしれませんが、計算自体は非常に簡単なので確実に点数を取りたい問題です。

新株発行に関する問題は、第 114 回の間 1 や 第 120 回の間 2、第 122 回の間 1、第 127 回の間 1、第 130 回の間 4、第 131 回の間 4、第 133 回の間 4、第 137 回の間 4、第 140 回の間 1、第 146 回の間 4 でも出題されているので、あわせてご確認ください。

4. 利益処分に関する問題です。

利益剰余金 (繰越利益剰余金) を財源として配当を行う場合には、「**配当により減少する利益剰余金の額の 10 分の 1 を、資本準備金の額と利益準備金の額とをあわせて、資本金の 4 分の 1 に達するまで (利益準備金を) 積み立てなければならない**」と定められているので、本問でもこのチェックをする必要があります。

まず、問題文に「**株主配当金: 1 株につき ¥ 1,500**」とあるので、配当により減少する利益剰余金の金額は 3,000,000 円 (= @1,500 円 × 2,000 株) で、その 10 分の 1 は 300,000 円ということが分かります。

また、資本準備金と利益準備金の合計額が 74,900,000 円 (= 52,000,000 円 + 22,900,000 円) なので、資本金 300,000,000 円の 4 分の 1 に達するまで積み立てなければならない額は、300,000,000 円 ÷ 4 - 74,900,000 円 = 100,000 円になります。

ここで、両者を比較すると【300,000円 > 100,000円】となるので、本問の**利益準備金要積立額は100,000円**になります。

- ・ 配当の10分の1規定による利益準備金要積立額：300,000円
- ・ 資本金の4分の1規定による利益準備金要積立額：100,000円
- ・ **金額の小さい方（100,000円）を利益準備金として積み立てる**

配当の10分の1規定に関しては多くの受験生が理解していると思いますが、資本金の4分の1規定と比較するのを忘れてしまう方が多いです。

今回、利益準備金を300,000円としてしまった方は、典型的なひっかけポイントにひっかかってしまったことになるので、利益処分の問題は必ず資本金の4分の1規定もチェックしてください。

■類題

では仮に、資本準備金と利益準備金の合計額が74,500,000円だった場合、利益準備金要積立額はどのようになるでしょうか？これも上と同じように考えていけばいいだけなので、あわせてご確認ください。

■解答

資本金300,000,000円の4分の1の75,000,000円から、資本準備金と利益準備金の合計金額74,500,000円を差し引くと500,000円になり、配当金3,000,000円の10分の1の300,000円よりも大きくなるので、**利益準備金要積立額は300,000円**になります。

- ・ 配当の10分の1規定による利益準備金要積立額：300,000円
- ・ 資本金の4分の1規定による利益準備金要積立額：500,000円
- ・ **金額の小さい方（300,000円）を利益準備金として積み立てる**

利益処分に関する問題は、第103回の間3や第106回の間2、第112回の間5、第121回の間3、第129回の間2、第135回の間5でも出題されているので、あわせてご確認ください。

5. 消費税に関する問題です。

消費税の処理方法は、消費税を売上や仕入等を含めて処理する「税込方式」と、仮払消費税や仮受消費税で処理する「税抜方式」があります。

本問は、問題文に「消費税については税込方式で記帳すること」とあるので、消費税80,000円（=@100,000円×10個×8%）は**売上に含めて処理**します。

★解答仕訳

（借）売掛金 1,080,000 / （貸）売上 1,080,000

なお、税込方式を採用している場合は、消費税の納付額が確定したタイミングで租税公課と未払消費税を計上します。参考までに仕訳をご確認ください。

☆参考・納税額が32,000円に確定した時の仕訳

（借）租税公課 32,000 / （貸）未払消費税 32,000

■もし税抜方式で記帳していたら？

消費税を税抜方式により記帳する場合は、消費税を支払った時は仮払消費税、受け取った時は仮受消費税で処理します。その後、決算において仮払消費税と仮受消費税を相殺し、貸借差額により消費税の納付額または還付額を計算します。

- ・仮払>仮受 → 多く払いすぎている → 払いすぎている分が戻ってくる → **未収還付消費税**
- ・仮払<仮受 → 多くもらいすぎている → もらいすぎている分を納める必要がある → **未払消費税**

☆参考・600,000 円の商品を仕入れ、1,000,000 円で販売した時の仕訳

(借) 仕 入	600,000	／	(貸) 買 掛 金	648,000
(借) 仮払消費税	48,000			
(借) 売 掛 金	1,080,000	／	(貸) 売 上	1,000,000
			(貸) 仮受消費税	80,000

☆参考・納税額が 32,000 円に確定した時の仕訳

(借) 仮受消費税	80,000	／	(貸) 仮払消費税	48,000
			(貸) 未払消費税	32,000

消費税に関する問題は、第 104 回の間 3や第 110 回の間 2、第 117 回の間 3、第 124 回の間 3、第 132 回の間 3、第 138 回の間 5、第 142 回の間 1、第 144 回の間 3、第 146 回の間 5、第 147 回の間 3、第 150 回の間 4でも出題されているので、あわせてご確認ください。